

1 保証料助成対象世帯について

主な一定の要件は次のとおりです。

- ① 保証委託契約締結日に世帯全員が新宿区内に居住し、住民登録している次の㉠～㉣のいずれかの世帯であって、緊急連絡先があること
 - ㉠ 高齢者世帯 60歳以上の方のみの世帯
 - ㉡ 障害者世帯 次のいずれかの手帳の交付を受けた方がいる世帯
身体障害者手帳 1級～4級 愛の手帳 1度～3度 精神障害者保健福祉手帳
 - ㉢ ひとり親世帯 父又は母のいずれかひとりが、18歳未満の児童と同居し、監護する世帯
- ② 保証料助成金交付申請日までに保証委託契約の対象となった区内の民間賃貸住宅に入居し、住民登録している世帯であること
- ③ 前年度の住民税を滞納していない世帯であること

2 協定保証会社のあっ旋手続

賃貸物件が決まったら、その物件を仲介する不動産店の窓口で、**あっ旋申込書（3枚綴りの2枚目）**と**統一保証委託申込書（3枚綴りの3枚目）**又は**保証会社が指定する保証委託申込書**に記入し、新宿区都市計画部住宅課居住支援係にFAXで提出していただくことにより、簡単に新宿区の協定保証会社（表面記載の協定保証会社）を利用できます。

あっ旋申込み手続

あっ旋申込書及び統一保証委託申込書（新宿区専用）は、新宿区のHPからプリントアウトできます。ただし、次の2社のあっ旋を利用する場合は、統一保証委託申込書（新宿区専用）を使用できません。日本セーフティー（株）……保証会社の所定の書式を使用してください。（一財）高齢者住宅財団……約定書を締結後に高齢者住宅財団から送付される保証委託申込書を使用してください。

- ① まず、借入様は、不動産店様とご相談のうえ、利用可能な協定保証会社を決めてください。
- ② 次に、借入様は、あっ旋申込書（3枚綴りの2枚目）の署名欄と太枠内、統一保証委託申込書（3枚綴りの3枚目）の署名欄と申込者記入欄に記入してください。
- ③ 不動産店様は、②の統一保証委託申込書（3枚綴りの3枚目）の取扱店記入欄に記入し、あっ旋申込書（3枚綴りの2枚目）の内容と一致していることを確認し、住宅課にFAX送信し、住宅課にご一報ください。
- ④ 住宅課担当から不動産店様あてに、あっ旋年月日を記入したあっ旋申込書と統一保証委託申込書をFAX返信してあっ旋を決定したことを通知します。

新宿区役所の開庁日にFAX送信を受け、審査を開始しますが、申込者の世帯状況やFAX送信を受けた時間によっては、審査結果を当日お知らせできないことがあります。

あっ旋決定後の手続

- ① 不動産店様は、住宅課担当からFAX送信されたあっ旋申込書と統一保証委託申込書を保証会社にFAX送信して保証会社に審査を申し込み、保証会社からの審査結果をお待ちください。

保証委託契約の手続等

保証料は、賃料・管理費・共益費・駐車場使用料・その他固定費（火災保険等の保険料を除く。）の月額合計額（（一財）高齢者住宅財団は、賃料・管理費・共益費の月額合計額）に保証料率を乗じて算出した金額ですが、下限に満たないときは下限とします。保証会社によって、端数の処理が異なります。

- ① 不動産店様は、協定保証会社から保証委託契約を可とする通知を受けたら、借入様から保証料をお預かりして協定保証会社のご指示に従って保証委託契約手続を開始し、協定保証会社に保証料領収書の速やかな発行を依頼してください。
- ② 借入様は、協定保証会社から保証料の領収書が届いたら、下記の申請・問い合わせ先にご連絡ください。

申請・問い合わせ

新宿区都市計画部住宅課居住支援係 ☎ 03-5273-3567 FAX 03-3204-2386
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所本庁舎7階15番カウンター